

大阪府財政運営基本条例施行規則の一部を改正する規則のあらまし

- 1 知事が作成する連結財務諸表の対象となる法人（一部事務組合及び広域連合並びに地方独立行政法人を除く。）から、大阪府の出資法人等への関与事項等を定める条例に規定する出資法人等以外のものを除きます。
- 2 この規則は、公布の日から施行します。